



御坊市公示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、御坊市名田町上野及び楠井内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成20年9月22日

御坊市長 柏木征夫

字の区域の変更調書

変更前			変更後	
大字	字	地番	大字	字
上野	梅田	266番、267番、268番、278番、279番、285番及び286番の全部	上野	北谷
	當前寺	175番、175番1、178番、179番、180番2、181番2、184番、185番、186番、187番、188番、189番、190番、200番及び201番の全部		
	小津梅	56番12の一部		
	津梅	55番2、55番3及び55番5の一部		
	北谷	251番3の一部	上野	津梅
	小津梅	56番10及び56番11の全部 56番12の一部		
楠井	上山	2310番3の全部		

地番については、平成20年8月29日現在の地番である。